

令和3年度

坂越漁港小型船舶係留施設年度事業報告書

赤穂市長様

令和4年4月28日

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

西宮市西宮浜1丁目46-1 西宮ポートパーク内

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特定非営利活動法人

兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会

理事長 中条博義



電話 (0798) 37-2080

担当者氏名 並河光明

坂越漁港小型船舶係留施設の管理に関する年度事業報告書について、下記のとおり報告します。

記

1. 管理業務の実施状況
2. 施設利用状況及び利用料金の収入実績
3. 管理業務に係る経費の収支状況(収支決算書)
4. 経営状況を説明する書類

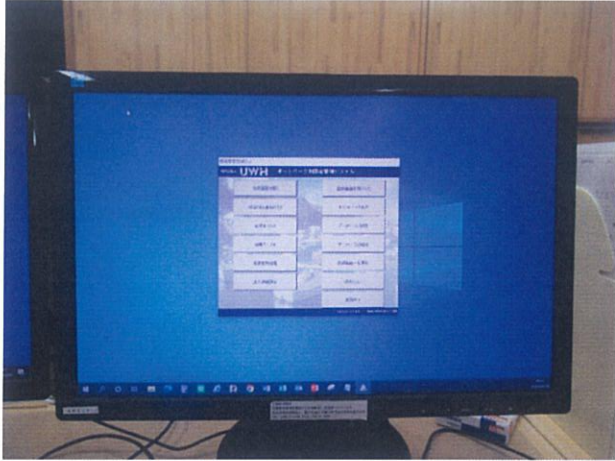


1. 管理業務実施状況(坂越フィッシャリーナ係留施設)

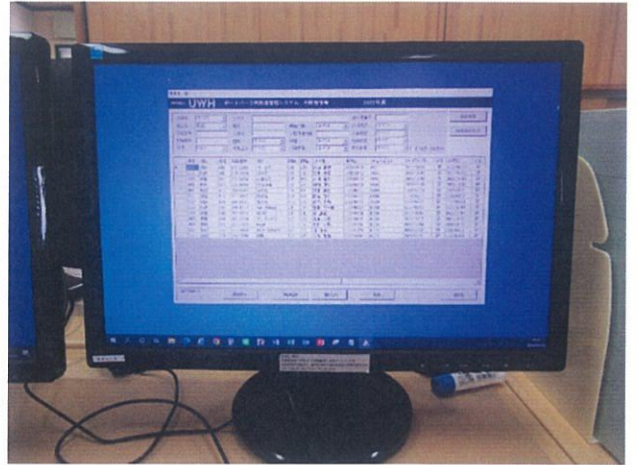
①管理業務の実施状況

- ・施設の利用者に対する許可書の発行および利用料金の徴収業務
- ・新規入艇、途中退艇、艇種変更、バース変更等利用者の求めに応じた多種・多様な事務手続きを専用ソフトのバージョンアップで業務の効率向上を図った。

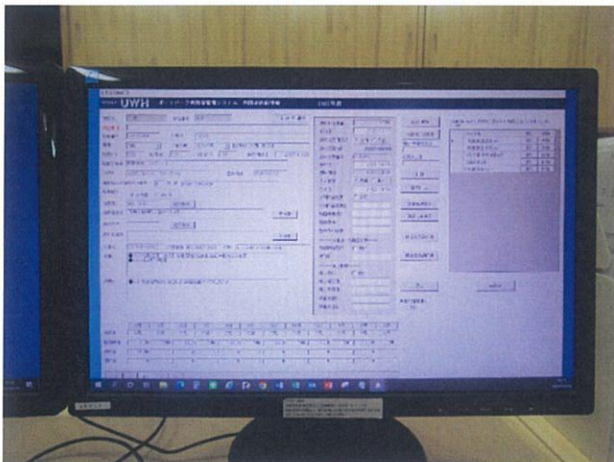
坂越フィッシャリーナ利用者管理システム



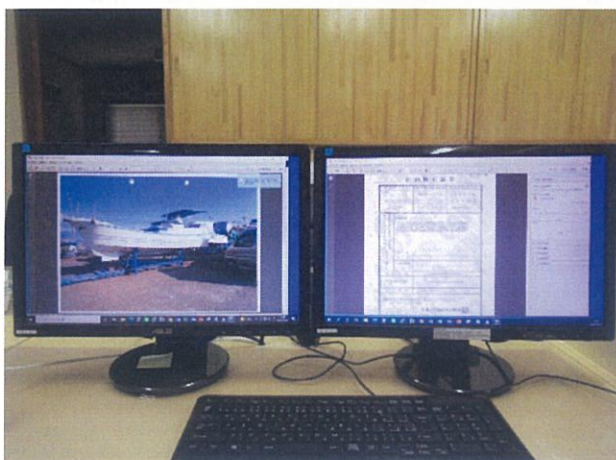
坂越フィッシャリーナ利用者名簿



坂越フィッシャリーナ利用者情報



登録艇の写真・検査証等が見られる

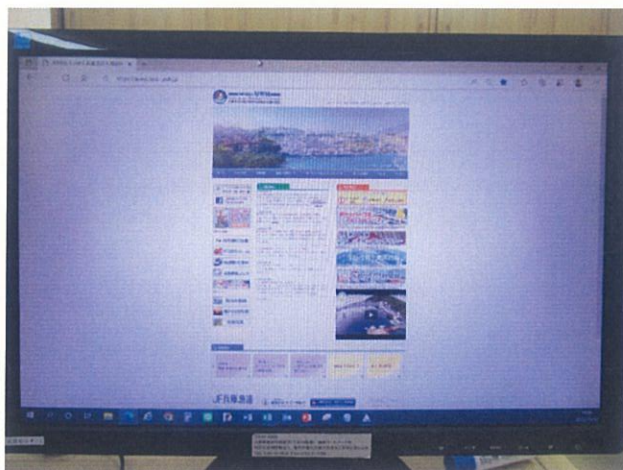


専用ソフトを活用して坂越フィッシャリーナ利用者の詳細及び状況を正確に把握して、入金情報、空きバースの情報を共有して業務の効率化を図る

②利用者へのサービス向上を図る(ホームページの運用)

- ・ホームページの運用によりボートパーク利用者に関する情報を提供するとともに、海でのマナー、遊漁ルールの啓発活動を行った
- ・坂越フィッシャリーナ利用申込書類はホームページからもダウンロードで入手ができる
- ・坂越フィッシャリーナの紹介と特徴・係留方法などを案内

UWHのホームページ



ホームページトップ画面



坂越フィッシャリーナ紹介画面



観光スポット

坂越の歴史・史跡



宗義造御土蔵と古い町並み

築長年約400年続く造り酒屋です。建物の一角に御土蔵が並び、昔の運送道具や建物の資材、当時の生活用具が展示されています。日本酒造りならではの味わい、当時の地蔵「お豆蔵」を試飲できます。



光明山の遺跡

1532年に曹洞宗の開基とされる浄土真宗本願寺派の古寺です。本堂(1734年)・山門は後に再建され、跡地や建物は寛政時代に建立されました。本尊の阿彌陀仏は、1632年に奥平又次郎と宗平人が瀬戸沖で船にかけた木遣たそうです。なんとも、面白い話ですね。



坂越まち並み館

歴、銀行だった建物を修復して、坂越のまち並みの景観を呼び戻しています。観光案内所でもあるので、はしに訪ねて資料館を入手することをおすすめします。大正半期に奥平銀行から始まり、長和銀行、神戸銀行、手帳信用金庫、よりま信用金庫の支店として、使用されたこと、時代の流れを感じます。



旧坂越漁会所

行政や家賃などの事務のために1831年頃に建築されたのが始まり、平成5年頃に解体工事が行われて、現在一跡公開されています。ここは本館舎の茶室として、海王が祭礼具物や遊漁にたびたび立ち寄ったそうで、2階に観音様と宗平御成之殿があります。部屋からの海側の眺望は最高！オトソマになった気分を味わってください。

③施設利用者への安全啓蒙活動

(1) 坂越フィッシャリーナ利用のしおりを作成

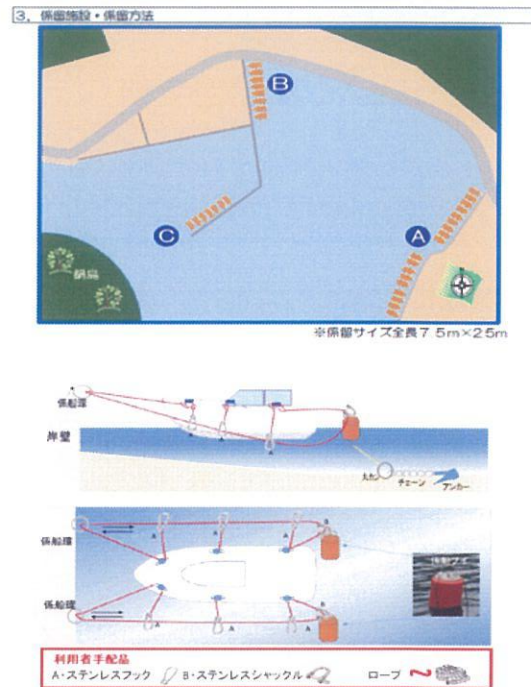
前年度発行の利用者のしおりをバースに簡潔かつ分かり易く重要項目、注意喚起を促す表現を記載

許可書発送時に同封



施設特性と概要

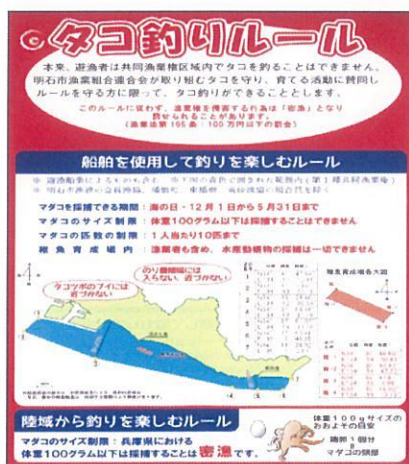
係留施設・係留方法を掲載



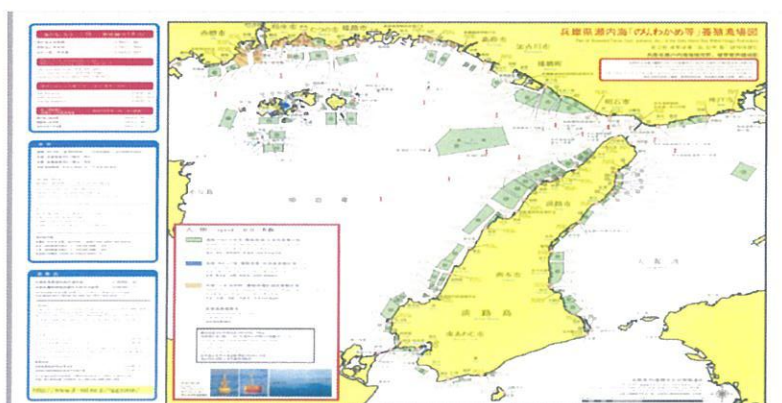
係留施設厳守事項

(2) 兵庫県瀬戸内「のり、わかめ等」養殖漁場図と明石市沿岸のタコ釣りのルール のパンフレットを許可書発送時に配布。

【明石市沿岸のタコ釣りのルール】



【兵庫県瀬戸内「のり・わかめ」養殖漁場】



(3) 兵庫県内海漁船保険組合と連携したプレジャーボート責任保険の加入促進活動

- ・募集案内パンフレットを坂越フィシャリーナ利用者へ許可証発送時に同封
- ・関西フローティングボートショー会場で加入促進を実施
- ・坂越フィシャリーナ加入 5名(令和4年3月末実績)

募集案内パンフレット



プレジャーボート
PB責任保険
PB総合保険

For Safety Cruising

成金 2142

国内で最も高い賠償額を誇る「PB責任保険」は、船主・乗客の安全を第一に考え、万一の事故発生時に、船主・乗客の損害を最大限に補償します。また、船主・乗客の安全を第一に考え、万一の事故発生時に、船主・乗客の損害を最大限に補償します。

漁港やマリナーなどを利用されるプレジャーボート所有者の皆様へ
プレジャーボートオーナーのための、とても頼りになる総合保険です。

日本漁船保険組合
全国プレジャーボート安全会



海上事故多発!!
ヨット・プレジャーボートも
「賠償保険」に加入の時代です!!

近年、マリナーが盛んになってきています。反面、瀬戸内海の各水域でもヨットやプレジャーボートによる対人・対物事故が多発しています。とくに、この夏は船体など漁業施設の損壊事故では、その当事者が高額の被害・高額の賠償で再漁解禁に苦しみ、悩んでいるのが実情です。様々な海上レジャー事故に備えるために、私達はボートパークを利用されている皆様様に、緊急、賠償保険への加入をお勧めしています。

兵庫県漁業協同組合連合会

漁船保険の「PB責任保険」を結びます

漁業者が全船加入している漁船保険組合は「PB責任保険」を取り扱っています。特に、漁船でのり費補償など、漁業者とのトラブルには、同じ保険組合ですらう円滑にスムーズに協議・解決できるという大きな特徴があります。

この保険料には、人身及び身体障害者補償費用の保険料が含まれています。保険料1年間/単位:円

保障金額	プレジャーボート				ヨット	
	50馬力以下	50馬力超(100馬力以下)	100馬力超(150馬力以下)	150馬力超	5トン以下	5トン以上
1,000万円	8,800	15,400	20,000	24,600	10,200	14,700
5,000万円	12,800	18,000	22,900	27,700	28,580	31,100
1億円	13,200	18,500	23,600	28,700	30,790	31,400
6億円	14,300	20,500	26,400	32,200	40,680	42,300
10億円	15,500	22,300	28,700	35,100	49,390	51,940

◆ 海上の法律「船主責任制限法」が27年8月8日改正となり、再発動費額1割に加入者増上費用等を加味し、約10億円が必要となりますので、できる限り高い保額でのご検討ください。

【特典】5トン未満のPB責任保険(上表の水色の部分)は、次の保険料の割引があります。

- ① 無事故割引: 1年5%、2年10%、3年・4年以上15%、5年以上20%の割引が適用されます。
- ◆ PB責任保険ワイド、搭乗者傷害保険、船体保険などについてもご加入できます。
- ◆ 保険内容の詳細につきましては、下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【お問い合わせ先:保険会社】
日本漁船保険組合 兵庫県内海支所
〒673-0883 兵庫県明石市中崎1-2-3(兵庫県水産会館)
TEL 078-920-8137 FAX 078-911-8143

(4) (一財)日本海洋レジャー安全・振興協会と連携したBANの会員制救助システムへの加入促進活動

- ・坂越フィシャリーナ利用者への継続申請書類に募集案内チラシを同封、入会キャンペーンによる加入促進
- ・関西フローティングボートショー会場で加入促進を実施
- ・令和3年度BAN会員実績(累計2名の加入実績)

BAN会員募集チラシ



BAN 会員募集中

BAN会員の種類・資格・会費等

会員種類	入会費	年会費
一般会員 (1) 個人(1人) (2) 法人(1社) (3) 団体(1団体) (4) その他(1名)	¥10,000	¥36,000
特別会員 (1) 個人(1人) (2) 法人(1社) (3) 団体(1団体)	¥100,000	¥50,000

中途入会の入会金・年会費

- ・入会金は変わりありません。
- ・年会費は、月割額をとっており、入会日より年度末(3月)までの残月割額が入会時に必要な会費です。

入会から会員資格獲得まで

1. 入会方法
BAN入会申込書に記入して郵送で申し込み
またはオンライン申し込み
2. 入会方法
ご入会申し込みと同時に申し込み書
に添付されている銀行口座にお振り込み下さい
3. 会員の登録
入金申請書及び入金の確認書(レシート)を登録されます
4. 登録が届けられるもの
BAN会員証・利用資格書

5. 会員資格の特典

- 多岐にわたる救助サービスが受けられます
- 多岐にわたる救助サービスが受けられます
- 救助サービスは毎月1回実施
- 救助サービスに更新する際の案内を致します

Q&A ご質問にお答えします。

Q1 どこまで救助してくれるのですか?
A 救助して頂きたい内容が救助範囲であり、ホームポートまで救助範囲が広がる場合があります。救助範囲については会員の手配となり費用は自己負担となります。

Q2 BANと海上保安庁の救助はどう違うのですか?
A BANは、会員制による365日24時間対応するプレジャーボートの自主救助組織で、対応できるのは、船体故障等の船舶トラブルの救助活動です。火災、爆発、衝突、転覆、船主の人身に危険な状態等については、海上保安庁に救助を依頼いたします。また、海上保安庁には119番に通報することにより救助連絡ができます。なお、海上保安庁によって救助された場合は、海難調査が実施されることとなります。

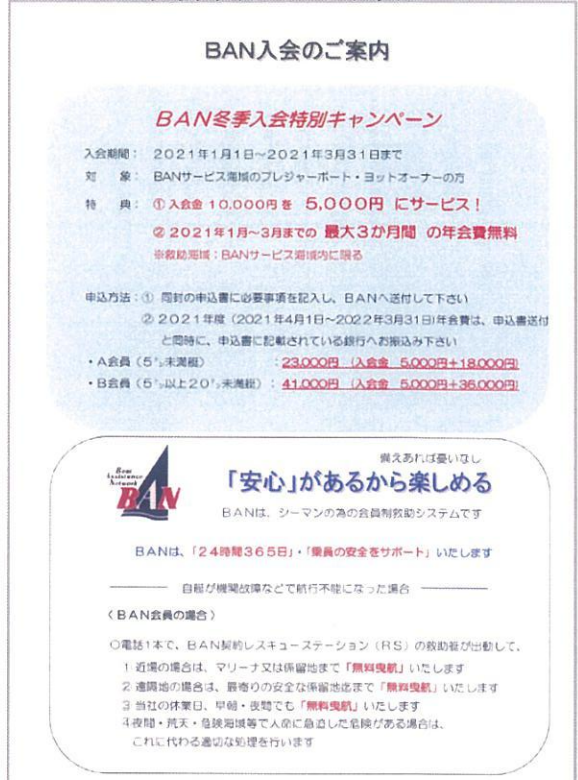
Q3 プレジャーボート保険に入っている人はBANは必要ないのでは?
A プレジャーボート保険の役割は、火災、爆発、衝突、転覆などの重大事故が発生した場合、救助費用に要する費用を補償することです。しかし、船体故障等による救助が発生した時に救助船を手配してくれる訳ではなく、海上保安庁や救助隊等に自力で救助を求めることになります。しつと、保険でカバーできない救助活動の発生する費用は救助の対象になっていません。BANはこれら救助トラブルを発生した際に、人命救助を第一として救助の手配を行い、その後の費用を負担する組織です。

Q4 BANの救助を受けた場合の費用はいくらですか?
A BAN会員の負担です。
① 船主、船客の救助(1名)は無料。救助船から戻ったフラッグの取り外し費用、救助船による捜索費用などは自己負担となります。BAN会員以外の方が、民間会社員に救助を受けた場合は、救助費用がかかります。

Q5 救助はどのくらいの時間で来てくれるのですか?
A 救助一時間以内を目途にしますが、救助要請時の気象・海況や救助隊などにより変動いたします。オペレーターが会員の状況と相談を取り合います。

救助事業部 BAN
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
0120-450-043
〒103-8005 東京都中央区本町4-3-4 PLACIA銀座東口
TEL 045-212-8284 FAX 045-212-8243
URL: https://ban.janet.or.jp/

入会キャンペーンチラシ



BAN入会のご案内

BAN冬季入会特別キャンペーン

入会期間: 2021年1月1日~2021年3月31日まで
対象: BANサービス地域のプレジャーボート・ヨットオーナーの方
特典: ①入会金10,000円を5,000円にサービス!
②2021年1月~3月までの最大3か月間の年会費無料
※救助地域: BANサービス地域内に限る

申込方法: ① 同封の申込書に必要事項を記入し、BANへ送付して下さい
② 2021年度(2021年4月1日~2022年3月31日)年会費は、申込書送付と同時に、申込書に記載されている銀行へお振込み下さい

- ・A会員(5万円未満): 23,000円(入会金5,000円+18,000円)
- ・B会員(5万円以上20万円未満): 41,000円(入会金5,000円+36,000円)

偶々あればよいなし
「安心」があるから楽しめる
BANは、シーマンの為に会員制救助システムです

BANは、「24時間365日」・「乗員の安全をサポート」いたします

— 自航が機関故障などで航行不能になった場合 —
(BAN会員の場合)

○電話1本で、BAN契約レスキューステーション(RS)の救助船が出勤して、

- 1 近海の場合は、マリナー又は係留地で「無料曳航」いたします
- 2 遠隔地の場合は、乗客の安全な係留地まで「無料曳航」いたします
- 3 当社の休業日、早朝・夜間でも「無料曳航」いたします
- 4 夜間・荒天・急狭海域等で人命に脅かされた危険がある場合は、これに代わる適切な処置を行います

④坂越フィッシャリーナの募集活動

(1) 令和3年度 関西フローティングショー2021 出展

開催日 : 令和3年10月15日(金)~17日(日)

場所 : 新西宮ヨットハーバー

来場者数 : 4,575名(前年 4,320名)

- ・坂越フィッシャリーナの他、県内BPの案内
- ・放置艇問題・マナールール等の啓発活動
- ・プレジャーボート責任保険・BAN会員への加入促進

メインゲート



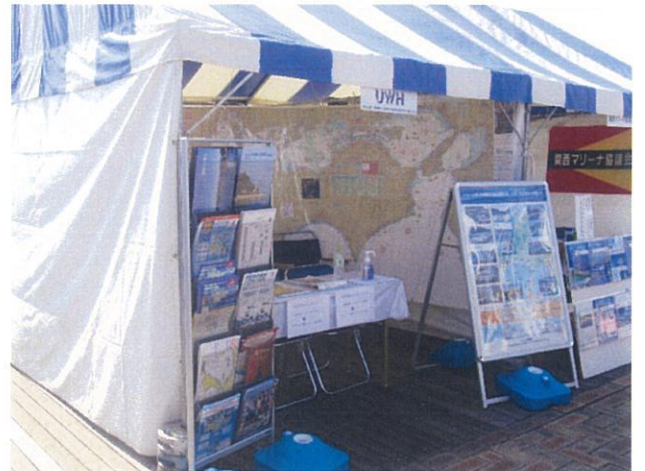
コロナ対策入場時検温を実施



陸上展示



UWH陸上出展ブース



海上フローティング桟橋



⑤顧客満足度向上に向けた取り組み

- ・継続申請書類に同封して、2021年度の利用者アンケート調査を実施
- ・アンケート調査期間：2021年4月～2021年12月
- ・アンケート送付対象者 13名 回答者 5名 回収率 38.5%
- ・アンケートの調査結果を踏まえて、今後のポートパーク運営に反映させる

アンケート用紙

2021年度アンケート調査票		NPO法人UWH 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会	
日頃、ポートパークをご利用頂きありがとうございます。当施設の管理・運営に参考にさせて頂くために、定期的に利用者の皆さまのご意見をお聞かせ頂いております。本年もアンケートにご協力のほどお願い申し上げます。2021年4月～2021年12月の期間についてお答え下さい。			
【記入要領】下記の該当する□内にチェックのうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。			
① 施設の満足度について	<input type="checkbox"/> 大変満足	<input type="checkbox"/> やや満足	<input type="checkbox"/> 普通
	<input type="checkbox"/> やや不満	<input type="checkbox"/> 大変不満	
② 明石市沿岸のタコ釣り等のルールは御覧になったことがありますか？	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> なし	
③ 2021年4月以降、盗難の被害に遭ったことはありますか？ (ある)の場合 具体的な被害品名	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> なし	
④ 船舶の賠償保険(対物・対人)に加入していますか？	<input type="checkbox"/> 加入している	<input type="checkbox"/> 加入していない	
⑤ ポート・ヨットの経験年数は？	年		
⑥ ポート・ヨットの利用目的は？	<input type="checkbox"/> 釣り	<input type="checkbox"/> クルージング	<input type="checkbox"/> 船内でのくつろぎ・団らん
	<input type="checkbox"/> その他()		
⑦ 主に何曜日に利用されますか？	<input type="checkbox"/> 平日(主に 曜日)	<input type="checkbox"/> 土曜日	<input type="checkbox"/> 祝・日曜日
⑧ NPO法人UWHのホームページを見た事は？ (ある)の場合、具体的な利用内容をお聞かせください	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> なし	
●利用者様についてお尋ねします。			
① ご年齢は？	<input type="checkbox"/> ～20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代 <input type="checkbox"/> 80才～		
② 年間のご利用(出港)回数は？ (ご意見欄)	<input type="checkbox"/> ～5回 <input type="checkbox"/> 6～10回 <input type="checkbox"/> 11回以上		

アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。いただいたアンケート結果は赤穂市へ報告させていただきます。尚、個人情報保護法に基づき本アンケートは厳重に保管し、いただきました情報をもとにサービスの向上に努めてまいります。今後とも兵庫県のポートパークをよろしく願ひ致します。

2022.1

アンケート結果

坂越フィッシャリーナ アンケート送付 13通 回収 5通 回収率 38.5%

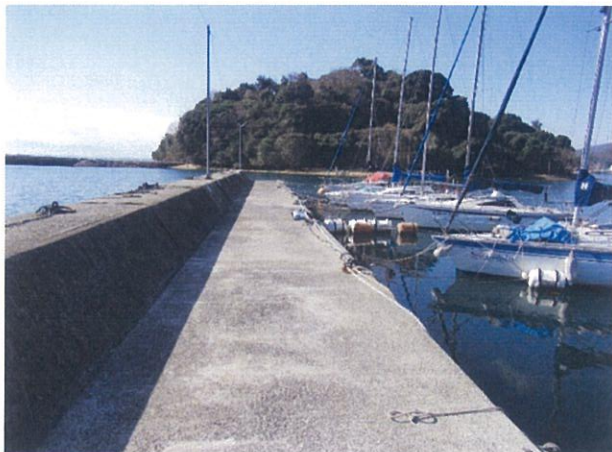
①施設の満足度について	大変満足	やや満足	普通	やや不満	大変不満	計	未回答		
	0 0%	0 0%	3 75%	1 25%	0 0%	4 100%	1 25%		
②明石市沿岸のタコ釣り等のルールは御覧になったことがありますか	ある 2 40%	なし 3 60%	計 5 100%	未回答 0 0%					
③盗難の被害に遭ったことがありますか	ある 0 0%	なし 5 100%	計 5 100%	未回答 0 0%					
④賠償保険について	加入 2 40%	未加入 3 60%	計 5 100%	未回答 0 0%					
⑤経験年数	～1年 0 0%	～5年 0 0%	～10年 0 0%	～20年 5 100%	20年以上 0 0%	計 5 100%	未回答 0 0%		
⑥利用目的	釣り 3 50%	クルージング 2 33%	船内くつろぎ 1 17%	その他 0 0%	計 6 100%	未回答 0 0%			
⑦何曜日に利用	平日 2 25%	土 3 38%	祝・日曜 3 38%	計 8 100%	未回答 0 0%				
⑧UWHのホームページ	見たことがある 3 60%	見たことがない 2 40%	計 5 100%	未回答 0 0%					
⑨年齢	20代 0 0%	30代 0 0%	40代 0 0%	50代 2 40%	60代 2 40%	70歳以上 0 0%	80歳以上 1 20%	計 5 100%	未回答 0 0%
⑩出港回数	～5回 0 0%	～10回 0 0%	11回以上 5 100%	計 5 100%	未回答 0 0%				

⑥業務実施マニュアルに基づく維持管理及び環境対策

(1)坂越フィッシャリーナ利用者の係留状況を巡回で確認



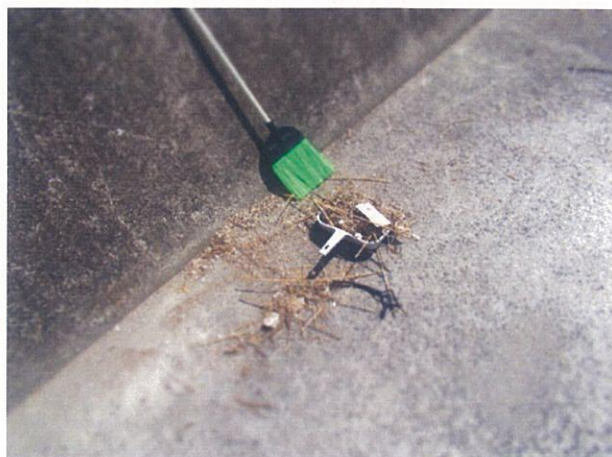
(2)坂越フィッシャリーナ施設内の美化の確認



(3)係留艇もやいロープの確認



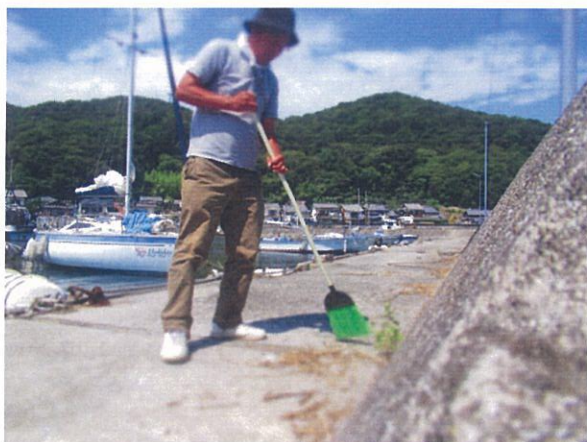
(4)施設内清掃作業の実施(通年)



係留施設Cゾーンの清掃作業



清掃実施後



係留施設Aゾーンの清掃作業



特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会

坂越フイツシヤリーナ

2. 施設利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
③ 当月許可隻数	13	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
当月許可金額	641,400	41,000	0	0	32,800	24,600	0	0	0	0	0	0
④ 当月廃止隻数	0	0	0	0	0	-3	0	0	0	0	0	-2
④ 当月廃止金額	0	0	0	0	0	-68,300	0	0	0	0	0	0
A 総許可額(売上)	641,400	682,400	682,400	682,400	715,200	671,500	671,500	671,500	671,500	671,500	671,500	671,500
① 月末許可数	13	14	14	14	15	13	13	13	13	13	13	11
② 未申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 在隻(未申請含む)	13	14	14	14	15	13	13	13	13	13	13	11

令和3年度

3. 管理業務に係る収支決算書

坂越漁港小型船舶係留施設の管理運営に関する業務の収支決算書

(令和3年度分)

(単位：円)

収 入

項 目	内 訳	備 考
利用料収入	671,500	3月末許可数11隻
管理料	269,400	
合 計 (a)	940,900	

支 出

項 目	内 訳	備 考
人件費 給料	437,030	人件費は用役基準、
手当		人件費以外の一般管理
		費は付加価値額比率配
委託料	247,000	賦で計上。
事務費 消耗品	13,013	
印刷製本	9,703	(事務用品費)
通信運搬	67,944	(通信費・旅費交通費)
事業費・その他支出	308,422	
管理費 光熱水費	3,804	
修繕費	13,035	
小 計 (b)	1,099,951	
納付金 (c)	0	
合 計	1,099,951	

令和3年度

特定非営利活動に係る事業 会計収支計算書
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会

科 目	金 額	(単位:円)	
I 経常収入の部			
1 会費・入会金			
会費収入	0		
個人 12000円×10名	120,000		
団体 36000円×23社	828,000		
入会金収入	0		
個人 10000円×0名	0		
団体 30000円×0社	0		
		948,000	
2 事業収入			
①プレジャーボート対策に関する事業	0		
②プレジャーボート係留・保管施設の管理運営受託 及び利用者調整事業	125,926,545		
③海難事故防止のための各種事業	0		
④遊漁ルールの啓発事業	0		
⑤災害時における海上救援事業	0		
⑥海洋性レクリエーションの健全な育成を図るための事業	0		
⑦環境保全事業	0		
⑧水産資源保護事業	0		
		125,926,545	
経常収入計			126,874,545
II 経常支出の部			
1 事業費			
・プレジャーボート係留・保管施設の管理運営委託	103,563,000		
・プレジャーボート係留・保管施設の利用者調整事業	2,115,180		
・海難事故防止のための各種事業	25,000		
・遊漁ルールの啓発事業	0		
・災害時における海上救助事業	0		
・海洋性レクリエーションの健全な育成を図るための事業	100,000		
		105,803,180	
2 管理費			
人件費	15,883,950		
福利厚生費	432,922		
諸士報酬・顧問料他	772,696		
旅費交通費	1,507,033		
通信費	950,243		
広報活動費	243,964		
事務用品費	1,446,385		
家賃	198,896		
公租公課	1,265,202		
会費	102,080		
修繕費	1,562,044		
その他経費	4,073,460		
減価償却費	994,041		
		29,432,916	
3 会議費			
総会・理事会等	3,729		
		3,729	
経常支出合計			135,239,825
経常収支差額			-8,365,280

Ⅲ 経常外収益			
1 受取利息	0		
2 雑収入	0		
3 収益事業からの繰入金	0		
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 法人税、事業税及び地方税等	38,048		
雑損失	0		
固定資産除却損	0		
経常外費用計			38,048
当期正味財産増減額			-8,403,328
前期繰越正味財産増減額		0	
次期繰越正味財産額			-8,403,328

令和3年度

収益事業に係る事業 会計収支計算書
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会

科 目	金 額	(単位:円)	
I 経常収入の部			
1 事業収入			
①プレジャーボートの保険に関する事業	381,680		
②プレジャーボートの保管場所に関するコンサルタントと プレジャーボートの係留・保管及び施設の管理運営事業	23,344,658		
③海上安全に関する事業	282,308		
④出版事業	0		
⑤製品・物品等販売事業	299,660		
		24,308,306	
経常収入合計			24,308,306
II 経常支出の部			
1 事業費			
・プレジャーボートの保険に関する事業	126,280		
・ボートの保管場所に関するコンサルタントと ボートの係留・保管及び施設の管理運営事業	696,623		
・海上安全に関する事業	91,000		
・製品・物品等販売事業	20,220		
		934,123	
2 管理費			
人件費	2,803,050		
福利厚生費	76,398		
諸士報酬・顧問料他	787,384		
旅費交通費	1,372,722		
通信費	531,949		
広報活動費	135,090		
事務用品費	1,201,794		
家賃	376,010		
公租公課	1,422,993		
会費	117,920		
修繕費	1,103,554		
その他経費	1,820,024		
減価償却費	1,148,289		
		12,897,177	
3 会議費			
総会・理事会等	4,309		
		4,309	
経常支出合計			13,835,609
経常収支差額			10,472,697

Ⅲ 経常外収益			
受取利息	497		
雑収入	36,401		
経常外収益計			36,898
Ⅳ 経常外費用			
法人税・住民税及び事業税	43,952		
雑損失	0		
固定資産除却損	0		
経常外費用計			43,952
当期正味財産増減額			10,465,643
前期繰越収支差額			
次期繰越収支差額			10,465,643

令和3年度

貸借対照表
令和4年3月31日現在

特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会

科 目 ・ 摘 要	金 額 (単位:円)		
I (資産の部)			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高	264,389		
普通預金	138,076,230		
売掛金	0		
商品	557,061		
前払費用	483,405		
未収入金	9,120,178		
預け金	0		
流動資産 合計		148,501,263	
2 固定資産			
建物	1,614,356		
付属設備	864,935		
構築物	1		
機械装置	1		
器具備品	4		
車両運搬具	227,605		
保証金	50,000		
固定資産合計		2,756,902	
資産合計			151,258,165
II (負債の部)			
1 流動負債			
未払金	53,760,384		
未払法人税等	82,000		
未払消費税等	1,368,900		
前受金	84,680,720		
預り金	160,112		
仮受金	0		
流動負債合計		140,052,116	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			140,052,116
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		9,143,734	
当期正味財産増加額		2,062,315	
正味財産合計			11,206,049
負債及び正味財産合計			151,258,165

令和3年度

財 産 目 録
令和4年3月31日現在

特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会

科 目 ・ 摘 要	金 額 (単位:円)	
I (資産の部)		
1 流動資産		
現金預金		
現金 現金手許有高	264,389	
普通預金	138,076,230	
売掛金	0	
商品	557,061	
前払費用	483,405	
未収入金	9,120,178	
預け金	0	
流動資産 合計		148,501,263
2 固定資産		
建物	1,614,356	
付属設備	864,935	
構築物	1	
機械装置	1	
器具備品	4	
車両運搬具	227,605	
保証金	50,000	
固定資産合計		2,756,902
資産合計		151,258,165
II (負債の部)		
1 流動負債		
未払金	53,760,384	
未払法人税等	82,000	
未払消費税等	1,368,900	
前受金	84,680,720	
預り金	160,112	
仮受金	0	
流動負債合計		140,052,116
2 固定負債		
長期借入金	0	
固定負債合計		0
負債合計		140,052,116
正味財産		11,206,049

令和3年度 指定管理者管理運営事業評価シート

1 評価対象施設

公の施設の名称		坂越漁港小型船舶係留施設			
所在地		赤穂市坂越167番地4地先			
指定管理者	団体名	特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会	指定期間	開始日	令和3年 4月 1日
	所在地	西宮市西宮浜1丁目46番1		終了日	令和6年 3月31日
選定方法		公 募 ・ 非公募	評価実施年	指定期間 3年のうち 1年目	
施設設置目的		漁港で放置または不法に係留している放置艇・不法係留船を適切に收容することで、良好な漁港環境を実現させる。運営はこの目的に沿って坂越漁港内に整備した係留施設について一括管理する。			
主な実施事業		<ul style="list-style-type: none"> ・施設使用希望者に対する施設の使用許可の発行、料金徴収及び利用者に対する啓発活動。 ・施設の利用促進活動及び点検・清掃活動。 			

2 利用状況(目標と実績)

成果指標		単位	目標	R3実績	目標	R4実績	目標	R5実績
a	係留数	艇	10	11(3月末)	12		10	
b	稼働率	%						

(3月末係留数は年度更新のため、廃止が発生しピーク時より減少。)

3 指定管理業務にかかる収支状況

区 分		令和3年度決算	令和4年度予算	令和5年度予算	
収入計		A	940,900	859,800	768,000
指定管理料			269,400	269,400	269,400
利用料収入		C	671,500	590,400	498,600
自主事業収入					
その他					
支出計		B	1,099,951	1,076,000	768,000
事業費					
内、人件費		D	437,030	430,000	296,000
内、再委託料		E	247,000	247,000	252,000
自主事業費					
事業収入		A-B	-159,051	-216,200	0
利用料比率		C/A	71.4% %	68.7% %	64.9% %
人件費率		D/B	39.7% %	40.0% %	38.5% %
再委託費比率		E/B	22.5% %	23.0% %	32.8% %

・支出欄「D・E」は代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。
 ・事業費は、該当年度及び過年度決算を記入する。また、右欄には、次年度予算を記載する。

補足説明	NPO法人に於いては、会員はNPO法上の社員に当たり会員への業務委託は外部委託に該当しません。
------	---

4 事業評価

評価区分	評価項目	自己評価	所管評価	
①サービスの履行	人員体制	事業計画に即し、人員を過不足なく配置している。	A	A
		必要な資格、経験を有する人員が確保されている。	A	A
		事業計画に即し、計画的に研修等を実施している。	B	B
	第三者への委託	外部委託の内容は、事前に市の承認を受けており適切である。	A	A
		外部委託業者に対して協定書等を遵守している。	A	A
	法令遵守等	法令、条例等に基づき、必要な点検、報告等を行っている。	A	A
	個人情報保護	個人情報保護に関する法令を遵守している。	A	A
		個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	A	A
	情報公開	情報公開に関する法令や条例に準拠した運用がなされている。	A	A
		協定書等に従い、情報を適切に管理し、公表している。	A	A
	管理記録	業務日誌等を適切に整備、保管している。	A	A
		点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	A	A
	連絡調整	協定書等に従い、各種報告書を市に提出している。	A	A
		市、関係団体等との連絡調整を適切に行い、情報の共有が図れている。	A	B
緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が整備されている。	B	B	
	緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っている。	B	B	
	緊急時又は危険予測時、直ちに措置を講じ、市に報告を行っている。	B	B	
財務状況	指定管理者の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	A	A	
総括	①サービスの履行に関する評価	A	A	
②サービスの質	施設管理	協定書等に従い、開館日、閉館時間等を遵守している。	A	A
		事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	A	A
	利用者対応	利用許可、利用料金の徴収、減免、還付等の受付業務を適切に行っている。	A	A
		利用者に対して設備、備品等を適切に提供している。	A	A
		言葉使い、態度、服装等接遇が適切である。	A	A
	事業運営	事業計画に即し、必須事業を実施している。	A	A
		施設の目的に沿った自主事業を実施している。	B	B
		事業内容がサービス水準の向上に寄与している。	A	A
	維持管理	仕様書等に従い、維持管理を適切に行っている。	A	A
		仕様書等に従い、設備の保守管理を行っている。	A	B
		備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。	A	A
		協定書等に従い、適切に修繕を行っている。	A	B
	環境配慮	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。	A	A
	広報活動	事業の開催案内、ホームページの管理等を適切に行っている。	A	A
苦情等対応	要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。	A	A	
	要望、苦情等を整理し、遅延なく市に報告している。	A	A	
事業評価	利用者アンケート調査を実施し、その結果を利用者等に公表している。	A	A	
	利用者の利便性向上を図るため、自己評価を実施し、利用者等に公表している。	B	B	
提案事項	指定管理者の提案事項については、市と協議し、提案のとおり実施している。	A	B	
利用状況	利用者数、稼働率等は、目標に対し妥当な水準である。	A	A	
総括	②サービスの質に関する評価	A	A	
③安定性	経理事務	専用の口座等を備え適切に経理事務を行っている。	A	A
	予算執行	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	A	A
	経費縮減	経費が縮減され、又は縮減に向けた努力を行っている。	A	A
	収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。	A	A
総括	③安定性に関する評価	A	A	

所見 (成果、課題等)	【自己評価】 利用者管理システムの改善により、新規入廷、途中廃止、艇種変更、バース変更等利用者の求めに応じた多種・多様な業務効率化が図れ、利用者のサービス向上に繋がった。施設の点検、清掃は職員と業務委託会員の両方で週2回以上実施。係留艇の不具合等の発見や護岸の清掃により常に安全確保に努めた。 ホームページによる坂越フィッシャリーナの募集活動促進により問い合わせが増え、丁寧かつ分かり易く対応できた。 利用者に対しては兵庫県瀬戸内海「のり、わかめ等」養殖漁場図、タコ釣りルールのリーフレットを送付、禁止事項、マナーについての啓発活動を行った。		
	【所管評価】 指定管理者の管理状況は良好である。 目標より利用者は増えてはいるが、利用料収入で支出額を全額賄えていない状況であるので、引き続き利用料収入の増収に努められたい。		
前年評価	A	総合評価	A

※評価基準

自己評価・所管評価	A	優良	協定書、仕様書、事業計画書等を遵守し、要求水準より優れている。
	B	良好	協定書等を遵守し、要求水準を概ね満たしている。
	C	要改善	協定書等に定める要求水準を下まわっており、改善が必要と認められる。
総括	A	優良	評価項目の評価が全てB以上であり、かつAが過半数である。
	B	良好	優良、要改善以外の評価
	C	要改善	評価項目の評価の内、Cが1割以上含まれる。
総合評価	A	優良	自己評価、所管評価の「総括」にCが含まれず、かつAが過半数以上ある。
	B	良好	優良、要改善以外の評価
	C	要改善	自己評価、所管評価の「総括」にCが2つ以上含まれる。